

静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第22号

静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県医学修学研修資金貸与規則（昭和45年静岡県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（返還債務の当然免除）

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 医学生修学資金の貸与を受けていた場合にあっては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が修学研修資金の貸与を受けた期間（第8条第2項の規定により修学研修資金を貸与されなかつた期間を除く。以下「貸与期間」という。）に達したとき。

区分	換算期間
県内に所在する医療法第31条に規定する公的医療機関その他公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関（以下「公的医療機関」という。）で臨床研修を行った期間	公的医療機関で臨床研修を行った期間（2年を限度とする。）×1/3（以下「免除臨床研修期間」という。）
大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに医師となり（医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であつた場合にあっては、大学院において医学を履修する課程を修了し）、引き続き臨床研修を行った後（医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であり、かつ、臨床研修を修了していた場合にあっては、大学院において医学を履修する課程を修了した後）、直ちに公的医療機関等（第6条第2項の規定により貸与の決定を受けた者にあっては、公的医療機関等のうち知事が指定した機関）に勤務し、その引き続き勤務期間（以下「医師期間」という。）のうち公的医療機関に勤務した期間（以下「公的医療機関における医師期間」という。）	公的医療機関における医師期間×2/3（子を養育するため一週間の労働時間が当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間に比し短い勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を行った期間にあっては、公的医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×2/3×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間/当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）
医師期間のうち県内に所在する保健所その他の	県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に

公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関に勤務した期間（以下「県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間」という。）	関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間（育児短時間勤務を行った期間にあつては、県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間／当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）
知事が別に定める医療機関に勤務した期間	知事が別に定める方法により計算した期間

- (2) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた場合にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が貸与期間に達したとき。

区分	換算期間
専門研修を修了した後、直ちに指定診療科の医師として公的医療機関に勤務し、その引き続く勤務期間（以下「指定診療科医師期間」という。）	指定診療科医師期間×2／3（育児短時間勤務を行った期間にあつては、指定診療科医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×2／3×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間／当該公的医療機関等に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）
知事が別に定める医療機関に勤務した期間	知事が別に定める方法により計算した期間

- (3) 修学研修資金の貸与を受けていた者が、公的医療機関等に勤務している間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

- 2 前項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、換算期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとする。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、換算期間の計算の基礎となる期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該換算期間の計算の基礎となる期間から当該休職又は停職の期間を控除するものとする。
- 4 第1項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、修学研修資金の貸与を受けていた者が、新たに期間において同一の種類の新修学研修資金の貸与を受けたとき又は別の種類の修学研修資金の貸与を受けたときの当該換算期間の計算の基礎となる期間については、先に貸与を受けた修学研修資金に係る同項第1号の合計した期間又は同項第2号の合計した期間が先に貸与を受けた修学研修資金に係る貸与期間に達した月の翌月から起算するものとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、換算期間の計算に必要な事項は別に定める。
- 6 第1項の規定による修学研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、様式第6号による修学研修資金返還債務当然免除申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えて知事に提出しな

ければならない。

様式第1号中

「本籍 住所 氏名 (年 月 日生) 電話番号	」	「本籍 郵便番号 住所 氏名 (年 月 日生) 電話番号 電子メールアドレス	」	に、		
「		「		に		
<table border="1"><tr><td>入学(研修 開始)年月</td><td>年 月</td></tr></table>	入学(研修 開始)年月	年 月	」	「		に
入学(研修 開始)年月	年 月					
		<table border="1"><tr><td>入学(研修 開始)年月 (現在の学年)</td><td>年 月 (年)</td></tr></table>	入学(研修 開始)年月 (現在の学年)	年 月 (年)	」	
入学(研修 開始)年月 (現在の学年)	年 月 (年)					

改める。

様式第6号及び様式第7号中

「	<table border="1"><tr><td rowspan="2">指定診療科医師期間</td><td></td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr></table>	指定診療科医師期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	」	を								
指定診療科医師期間			年 月 日から 年 月 日まで													
		年 月 日から 年 月 日まで														
「	<table border="1"><tr><td rowspan="2">指定診療科医師期間</td><td></td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td></td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>休職又は停職の期間</td><td></td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td rowspan="2">育児短時間勤務の期間</td><td></td><td>年 月 日から 年 月 日まで 育児短時間勤務を行つたときの所定労働時間 1週間当たり 時間</td></tr><tr><td></td><td>通常の所定労働時間 1週間当たり 時間</td></tr></table>	指定診療科医師期間		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	休職又は停職の期間		年 月 日から 年 月 日まで	育児短時間勤務の期間		年 月 日から 年 月 日まで 育児短時間勤務を行つたときの所定労働時間 1週間当たり 時間		通常の所定労働時間 1週間当たり 時間	」	に
指定診療科医師期間			年 月 日から 年 月 日まで													
		年 月 日から 年 月 日まで														
休職又は停職の期間		年 月 日から 年 月 日まで														
育児短時間勤務の期間		年 月 日から 年 月 日まで 育児短時間勤務を行つたときの所定労働時間 1週間当たり 時間														
		通常の所定労働時間 1週間当たり 時間														

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県医学修学研修資金貸与規則（以下「旧規則」という。）の規定により修学研修資金の貸与の決定を受けた者又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、改正後の静岡県医学修学研修資金貸与規則の規定により修学研修資金の貸与の決定を受けた者又は修学研修資金の貸与を受けていた者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。